



熊本県公報

第13197号
令和5年(2023年)
1月20日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (高齢者支援課) 1
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (“) 1
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (“) 2
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の指定…………… (“) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 3
- 令和4年度(2022年度)予算の要領…………… (財政課) 4
- 臨時種畜検査の実施…………… (畜産課) 35
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 35
- 道路の供用開始…………… (“) 36
- 道路の供用開始…………… (“) 36
- 生活保護法における介護機関の指定…………… (社会福祉課) 36

公 告

- 基本測量の終了…………… (監理課) 37
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 37
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 37
- 農用地利用配分計画の認可…………… (“) 37
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 38
- 【財産経営課】熊本県防災センター什器の落札者…………… (管理調達課) 38
- 土地改良区の役員を選任等…………… (農村計画課) 38

登 載 依 頼

- 令和4年度(2022年度)第4回熊本県いじめ防止対策審議会
議会の開催…………… (熊本県いじめ防止対策審議会) 39
- 令和4年度(2022年度)菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会…………… (保健医療推進協議会救急医療専門部会) 39
- 微量薬物検索システム用装置の保守を含む賃貸借に関する競争入札…………… (警察本部科学捜査研究所) 40
- 微量薬物検索システム用装置の保守を含む賃貸借に関する競争入札参加資格…………… (“) 43
- 熊本県土地利用審査会の開催…………… (土地利用審査会) 44

告 示

熊本県告示第41号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和5年(2023年)1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人慈光会 益城町安永1080番地	特別養護老人ホームひろやす荘 益城町安永1080番地	431100443	令和5年(2023年)1月10日	介護老人福祉施設

熊本県告示第42号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり

り公示する。
令和5年(2023年)1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人慈光会 益城町安永1080番地	ユニット型特別養護老人ホーム ひろやす荘 益城町安永1080番地	431100444	令和5年(2023年)1月10日	介護老人福祉施設

熊本県告示第43号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和5年(2023年)1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人慈光会 益城町安永1080番地	ユニット型ひろやす荘短期入所生活介護事業所 益城町安永1080番地	431100445	令和5年(2023年)1月10日	短期入所生活介護

熊本県告示第44号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和5年(2023年)1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
嶋田 結一、 甲斐 誠司 市村 謙征 上野 貴大 藤本 諒 田添 稜太 村本 唯 大黒 蓮也 遠田 真弓 大賀 みちる 石橋 大 櫻井 智也 木村 昌雄 吉山 真平 福岡 潤奈	甲斐整骨院 山鹿院	山鹿市大橋通201	令和4年(2022年)10月5日
治久丸 歩 光延 雅人 吉崎 義祐	整骨院 元	宇城市松橋町曲野2 319-3	令和4年(2022年)9月1日

松永 佳祐 奥野 貴之 坂本 裕太 林田 孔明			
----------------------------------	--	--	--

(はり・きゅう師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
松村 直昂 高本 康平 村本 唯 星 新夢 荒木 崇彰 石橋 大 北岡 和也 山口 翼 宮奥 優貴 西山 広大 新美 貴也 本武 彬 林田 幸祐	甲斐鍼灸院 山鹿院	山鹿市大橋通201	令和3年(2021年)3月18日
治久丸 歩 光延 雅人	整骨院 元	宇城市松橋町曲野2 319-3	令和4年(2022年)9月1日

熊本県告示第45号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和5年(2023年)1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
甲斐 剛士	甲斐整骨院 山鹿院	山鹿市大橋通201	令和4年(2022年)11月24日

熊本県告示第46号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年(2023年)1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ももの木訪問看護ステーション	ももの木訪問看護ステーション	芦北町大字田浦町653芦北サテライトオフィス田浦202号室	令和5年(2023年)2月1日	訪問看護

熊本県告示第47号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和5年(2023年)1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ももの木訪問看護ステーション	ももの木訪問看護ステーション	芦北町大字田浦町653芦北サテライトオフィス田浦202号室	令和5年(2023年)2月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第48号

令和4年度(2022年度)熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が令和4年12月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和5年(2023年)1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和4年度熊本県一般会計補正予算(第9号)

令和4年度熊本県の一般会計の補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,849,195千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ988,934,649千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		4,168,383	1,098,873	5,267,256
	1 分担金	768,167	221,333	989,500
	2 負担金	3,400,216	877,540	4,277,756
2 国庫支出金		205,596,949	29,888,653	235,485,602
	1 国庫負担金	46,328,457	1,937,348	48,265,805
	2 国庫補助金	156,658,396	27,951,305	184,609,701
3 繰入金		60,079,893	396	60,080,289
	1 基金繰入金	59,845,856	396	59,846,252
4 繰越金		3,376,965	2,482,377	5,859,342
	1 繰越金	3,376,965	2,482,377	5,859,342
5 諸収入		82,453,976	364,896	82,818,872
	1 雑入	10,342,473	364,896	10,707,369
6 県債		80,644,000	16,014,000	96,658,000
	1 県債	80,644,000	16,014,000	96,658,000

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
歳	入	939,085,454	49,849,195	988,934,649
合 計				

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		43,875,191	782,112	44,657,303
	1 総務管理費	13,994,874	599,078	14,593,952
	2 企 画 費	9,274,161	183,034	9,457,195
2 民 生 費		111,545,843	1,188,663	112,734,506
	1 社会福祉費	64,807,055	1,100,862	65,907,917
	2 児童福祉費	40,569,799	70,701	40,640,500
	3 生活保護費	4,985,309	17,100	5,002,409
3 衛 生 費		125,801,699	4,063,825	129,865,524
	1 公衆衛生費	110,532,305	3,873,139	114,405,444
	2 環境衛生費	12,453,919	135,783	12,589,702
	3 医 薬 費	1,281,959	54,903	1,336,862
4 労 働 費		3,473,140	134	3,473,274
	1 職業訓練費	2,860,207	134	2,860,341
5 農 水 産 業 林 業 費		68,120,588	13,386,298	81,506,886

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 農 業 費	18,561,293	644,169	19,205,462
	2 畜 産 業 費	2,339,611	128,000	2,467,611
	3 農 地 費	22,810,964	5,950,500	28,761,464
	4 林 業 費	18,610,847	4,390,044	23,000,891
	5 水 産 業 費	5,797,873	2,273,585	8,071,458
6 商 工 費		87,634,900	1,253,000	88,887,900
	1 商 業 費	76,447,792	1,253,000	77,700,792
7 土 木 費		91,867,558	22,489,841	114,357,399
	1 道 橋 路 橋 り ょ う 費	42,316,519	8,211,135	50,527,654
	2 河 川 海 岸 費	33,717,784	10,299,957	44,017,741
	3 港 湾 費	6,041,545	2,316,465	8,358,010
	4 都 市 計 画 費	5,107,809	1,662,284	6,770,093
8 警 察 費		40,397,264	40,000	40,437,264
	1 警 察 管 理 費	36,024,803	40,000	36,064,803
9 教 育 費		140,176,448	123,540	140,299,988

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 教育総務費	33,770,735	110,993	33,881,728
	2 社会教育費	2,131,977	6,717	2,138,694
	3 保健体育費	1,881,093	5,830	1,886,923
10 災害復旧費		25,030,909	6,521,782	31,552,691
	1 農林水産業 災害復旧費	7,931,429	3,184,247	11,115,676
	2 商工災害 復旧費	203,132	9,511	212,643
	3 土木災害 復旧費	11,140,843	3,301,458	14,442,301
	4 教育災害 復旧費	374,482	26,566	401,048
歳 出 合 計		939,085,454	49,849,195	988,934,649

第 2 表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 2,432,341
	1 総 務 管 理 費	1,743,433
	2 企 画 費	688,908
2 民 生 費		1,814,985
	1 社 会 福 祉 費	1,640,623
	2 児 童 福 祉 費	93,361
	3 災 害 救 助 費	81,001
3 衛 生 費		113,218
	1 公 衆 衛 生 費	113,218
4 労 働 費		1,066,196
	1 職 業 訓 練 費	1,066,196
5 農 林 水 産 業 費		5,578,742
	1 農 業 費	1,460,163
	2 畜 産 業 費	27,657
	3 水 産 業 費	4,090,922
6 商 工 費		1,304,113
	1 商 業 費	120,320
	2 工 鉱 業 費	1,068,560

款	項	金 額
		千円
	3 観 光 費	115,233
7 土 木 費		1,476,740
	1 土 木 管 理 費	424,050
	2 住 宅 費	1,052,690
8 警 察 費		496,116
	1 警 察 管 理 費	496,116
9 教 育 費		5,159,088
	1 高 等 学 校 費	2,940,363
	2 特 別 支 援 学 校 費	1,782,214
	3 社 会 教 育 費	281,932
	4 保 健 体 育 費	154,579
10 災 害 復 旧 費		13,333,139
	1 商 工 災 害 復 旧 費	9,511
	2 土 木 災 害 復 旧 費	13,228,331
	3 教 育 災 害 復 旧 費	95,297
合	計	32,774,678

2 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 総 務 費		千円 60,720	千円 1,642,290
	1 防 災 費	60,720	1,642,290
2 衛 生 費		20,000	228,397
	1 環 境 衛 生 費	20,000	228,397
3 農 林 水 産 業 費		7,476,700	31,274,436
	1 農 地 費	3,530,000	17,561,068
	2 林 業 費	3,946,700	13,713,368
4 土 木 費		13,593,656	73,024,351
	1 道 路 橋 り よ う 費	7,351,894	31,086,218
	2 河 川 海 岸 費	2,813,940	29,798,422
	3 港 湾 費	537,822	6,426,503
	4 都 市 計 画 費	2,890,000	5,713,208
5 災 害 復 旧 費		404,804	12,989,363
	1 総 務 災 害 復 旧 費	244,804	2,726,965
	2 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	160,000	10,262,398
合	計	21,555,880	119,158,837

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
1 熊本地震犠牲者追悼式開催業務	令和5年度	4,159
2 行政職員初任者研修バス等賃借	令和5年度	2,300
3 広報関係業務	令和5年度	51,057
4 首都圏広報業務	令和5年度	10,068
5 くまモン利用許諾審査業務	令和5年度	23,554
6 熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業	令和5年度	139,728
7 選挙関係業務	令和5年度	15,293
8 くまもと県民交流館管理運営業務	令和5年度 ～令和9年度	330,045
	年次別内訳	
	令和5年度	65,969
	令和6年度	66,169
	令和7年度	65,969
9 保健・医療・福祉関係業務	令和5年度	192,754
	令和8年度	65,969
	令和9年度	65,969
	令和5年度 ～令和9年度	136,450
	年次別内訳	
令和5年度	27,290	
令和6年度	27,290	
令和7年度	27,290	
令和8年度	27,290	
令和9年度	27,290	

事 項	期 間	限 度 額
11 身体障害者福祉センター管理運営業務	令和5年度 ～令和9年度	千円 253,790
	年次別内訳	
	令和5年度	50,758
	令和6年度	50,758
	令和7年度	50,758
	令和8年度 令和9年度	50,758 50,758
12 社会的養護自立支援業務	令和5年度 ～令和7年度	89,853
	年次別内訳	
	令和5年度	29,951
	令和6年度 令和7年度	29,951 29,951
13 児童家庭支援センター運営業務	令和5年度 ～令和7年度	118,335
	年次別内訳	
	令和5年度	39,445
	令和6年度 令和7年度	39,445 39,445
14 里親養育包括支援業務	令和5年度	96,482
15 こども総合療育センター整備事業 宇 城 市	令和5年度	37,131
16 応急仮設住宅賃借	令和5年度	229,428
17 海域水質環境調査業務	令和5年度	19,102
18 しごと相談・支援センター関係業務	令和5年度	10,268
19 障がい者特別委託訓練業務	令和5年度 ～令和6年度	11,630
	年次別内訳	
	令和5年度 令和6年度	5,815 5,815
20 地域無料就労相談窓口関係業務	令和5年度	58,047

事 項	期 間	限 度 額
21 阿蘇火山活動営農対策降灰分析調査業務	令和5年度	千円 2,627
22 積算基礎資材単価調査業務	令和5年度	43,500
23 山地災害危険地区等調査業務	令和5年度	25,000
24 生食用カキ検査業務	令和5年度	3,009
25 水産環境整備事業	令和5年度	110,000
26 漁港建設管理費	令和5年度	10,230
27 水産物供給基盤機能保全事業	令和5年度	292,000
28 水産生産基盤整備事業	令和5年度	100,000
29 くまモン隊管理運営事業	令和5年度	186,682
30 伝統工芸館改修事業 熊 本 市	令和5年度	41,248
31 天草ビジターセンター管理運営業務	令和5年度 ～令和7年度	15,552
	年次別内訳	
	令和5年度	5,184
	令和6年度	5,184
	令和7年度	5,184
32 観光統計パラメータ調査事業	令和5年度	4,433
33 野外劇場管理運営業務	令和5年度 ～令和9年度	93,380
	年次別内訳	
	令和5年度	18,676
	令和6年度	18,676
	令和7年度	18,676
	令和8年度	18,676
	令和9年度	18,676

事 項	期 間	限 度 額
34 庁用自動車賃借	令和5年度	千円 15,372
35 建設単価調査業務	令和5年度	44,165
36 建設産業若手人材確保対策事業	令和5年度	21,000
37 道路維持費	令和5年度	202,000
38 道路改築事業 (国道266号) 上 天 草 市	令和5年度	100,000
39 道路新設改良費	令和5年度	403,000
40 河川掘削事業費	令和5年度	169,000
41 港湾建設費	令和5年度	1,238,000
42 街路事業費	令和5年度	18,500
43 鞠智城PR事業	令和5年度	18,000
44 警察関係業務	令和5年度 ～令和6年度	756,055
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度	673,555 82,500
45 ほほえみスクールライフ支援事業	令和5年度	107,532
46 熊本時習館海外チャレンジ推進事業	令和5年度	12,952
47 第一高校給排水設備等整備事業 熊 本 市	令和5年度	35,500

事 項	期 間	限 度 額
48 菊池農業高校農場センター棟改築工事 菊 池 市	令和5年度	千円 42,329
49 県立美術館展覧会開催事業	令和5年度	5,000
50 防災センター完成式開催業務	令和5年度	1,901
51 給食業務	令和5年度 ～令和7年度	1,217,077
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度	418,207 399,435 399,435

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 清水が丘学園整備事業 熊 本 市	令和5年度	千円 654,653	(補正前に同じ)	令和5年度	千円 758,525
2 平原地区農村地域防災 減災事業 長 洲 町	令和5年度 ～令和6年度	250,000	(補正前に同じ)	令和5年度 ～令和6年度	500,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度	150,000 100,000		年次別内訳 令和5年度 令和6年度	150,000 350,000
3 県有施設等管理業務	令和5年度	1,430	(補正前に同じ)	令和5年度 ～令和9年度	5,258,412
				年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	3,462,388 726,566 706,124 181,667 181,667
4 情報処理関連業務	令和5年度 ～令和9年度	543,007	(補正前に同じ)	令和5年度 ～令和9年度	734,740
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	270,521 68,501 68,107 68,107 67,771		年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	449,990 74,944 72,570 69,465 67,771
5 事務機器等賃借	令和5年度 ～令和11年度	2,786,360	(補正前に同じ)	令和5年度 ～令和12年度	3,023,621
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	591,596 571,332 570,211 568,703 387,012 83,301 14,205		年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	622,378 607,111 605,990 604,421 423,519 114,895 33,848 11,459

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
造 林 国庫補助事業費	千円 443,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
耕 地 災 害 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	33,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	利率見直し 方式で借り 入れる資金	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
耕 地 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	20,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。	利率の見直 しを行った 後において	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
観 光 施 設 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	9,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	は、当該見 直し後の利 率)	
計	505,000			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良国庫補助事業費	千円 2,619,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 3,163,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	412,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	572,000			
農地防災国庫補助事業費	231,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	280,000			
湛水防除国庫補助事業費	469,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還 等	1,147,000			
治山国庫補助事業費	3,679,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	ただし、県	4,619,000			
漁港国庫補助事業費	381,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	1,446,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	7,374,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	9,074,000			
道路維持国庫補助事業費	3,204,000	(その他)	においては、	は借換えをす ることができ	4,857,000			
河川国庫補助事業費	1,878,000	工事その他 の都合により、	当該見直 し後の利	る。	3,676,000			
砂防国庫補助事業費	3,493,000	一部又は全部	率)		5,983,000			
河川海岸保全国庫補助事業費	152,000	を翌年度以降 に繰り下げて			221,000			
港湾建設国庫補助事業費	447,000	借り入れるこ とができる。			1,770,000			
土地区画整理事業費	287,000	発行価格が			464,000			(補正前に同じ)
街路国庫補助事業費	715,000	額面金額を下 回るときは、			954,000			
都市公園整備事業費	122,000	その発行差額 をうめるため			399,000			
治山災害現年発生国庫補助事業費	2,000	必要な金額を 加算した額を			97,000			
公共土木現年発生国庫補助事業費	758,000	限度額とする ことができる。			1,739,000			
教育施設現年発生国庫補助事業費	3,000				9,000			
単県治山事業費	182,000				350,000			
単県河川整備事業費	7,289,000				8,117,000			
単県砂防整備事業費	1,689,000				1,840,000			
治山現年発生単県災害復旧事業費	41,000				114,000			
公共土木現年発生単県災害復旧事業費	274,000				310,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
教育施設 現年発生単県 災害復旧事業費	千円 6,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円 15,000	(補 正 前 に 同 じ)			
計	35,707,000				51,216,000				

令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

令和4年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の補正は、「第1表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 繰越明許費補正			
変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 土 木 費		千円 73,000	千円 530,139
	1 港 湾 費	73,000	530,139
合 計		73,000	530,139

第2表 債務負担行為補正			
1 追 加			
事 項	期 間	限 度 額	
庁舎等管理業務	令和5年度	千円 11,286	

2 変 更					
補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
物流拠点機能向上事業 (ガントリークレーン) 熊本市	令和5年度 ～令和6年度	千円 1,303,000	(補正前に同じ)	令和5年度 ～令和6年度	千円 1,558,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度	650,000 653,000		年次別内訳 令和5年度 令和6年度	905,000 653,000

令和4年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)

令和4年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費		
款	項	金額
		千円
1 土 木 費		60,000
	1 港 湾 費	60,000
合	計	60,000

令和4年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度熊本県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和4年度熊本県流域下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	929,561千円	220,000千円	1,149,561千円
第1項 企業債	376,600千円	51,250千円	427,850千円
第2項 補助金	370,000千円	117,500千円	487,500千円
第3項 負担金	174,100千円	51,250千円	225,350千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,427,515千円	220,000千円	1,647,515千円
第1項 建設改良費	727,012千円	220,000千円	947,012千円

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
熊本北部流域下水道水質法定検査業務	令和5年度	千円 7,630
球磨川上流流域下水道水質法定検査業務	令和5年度	6,130
八代北部流域下水道水質法定検査業務	令和5年度	6,040
熊本北部流域下水道管路保守業務	令和5年度	3,500
球磨川上流流域下水道管路保守業務	令和5年度	3,000
八代北部流域下水道管路保守業務	令和5年度	3,300

令和4年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和4年度熊本県電気事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和5年度 ～令和7年度	千円 14,768
	年次別内訳	
	令和5年度	6,106
	令和6年度	4,331
	令和7年度	4,331

令和4年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和4年度熊本県病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和5年度	千円 75,444
給食業務	令和5年度 ～令和7年度	303,426
	年次別内訳	
	令和5年度	101,142
	令和6年度	101,142
	令和7年度	101,142

令和4年度熊本県一般会計補正予算（第10号）

令和4年度熊本県の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,808,903千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ945,894,357千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 地方交付税		219,481,000	1,521,328	221,002,328
	1 地方交付税	219,481,000	1,521,328	221,002,328
2 国庫支出金		205,596,949	5,264,258	210,861,207
	1 国庫負担金	46,328,457	138,821	46,467,278
	2 国庫補助金	156,658,396	5,125,437	161,783,833
3 繰越金		3,376,965	23,317	3,400,282
	1 繰越金	3,376,965	23,317	3,400,282
歳 入 合 計		939,085,454	6,808,903	945,894,357

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,312,847	4,429	1,317,276
	1 議 会 費	1,312,847	4,429	1,317,276
2 総 務 費		43,875,191	157,369	44,032,560
	1 総務管理費	13,994,874	17,362	14,012,236
	2 企 画 費	9,274,161	109,375	9,383,536
	3 徴 税 費	7,388,953	11,856	7,400,809
	4 市 振 町 興 村 費	6,922,107	13,474	6,935,581
	5 選 挙 費	1,524,438	58	1,524,496
	6 防 災 費	4,115,436	1,890	4,117,326
	7 統 計 調 査 費	347,369	1,454	348,823
	8 人 員 事 委 員 会 費	152,019	937	152,956
	9 監 査 委 員 費	155,834	963	156,797
3 民 生 費		111,545,843	2,429,437	113,975,280
	1 社会福祉費	64,807,055	125,595	64,932,650

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 児童福祉費	40,569,799	2,298,917	42,868,716
	3 生活保護費	4,985,309	4,925	4,990,234
4 衛生費		125,801,699	28,749	125,830,448
	1 公衆衛生費	110,532,305	5,474	110,537,779
	2 環境衛生費	12,453,919	6,830	12,460,749
	3 保健所費	1,533,516	13,006	1,546,522
	4 医薬費	1,281,959	3,439	1,285,398
5 労働費		3,473,140	3,611	3,476,751
	1 労政費	229,339	703	230,042
	2 職業訓練費	2,860,207	2,394	2,862,601
	3 労働委員会費	92,849	514	93,363
6 農水産業林費		68,120,588	70,462	68,191,050
	1 農業費	18,561,293	30,009	18,591,302
	2 畜産業費	2,339,611	7,125	2,346,736
	3 農地費	22,810,964	13,234	22,824,198

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 林 業 費	18,610,847	12,506	18,623,353
	5 水 産 業 費	5,797,873	7,588	5,805,461
7 商 工 費		87,634,900	3,122,991	90,757,891
	1 商 業 費	76,447,792	3,883	76,451,675
	2 工 鉱 業 費	7,553,655	5,379	7,559,034
	3 観 光 費	3,633,453	3,113,729	6,747,182
8 土 木 費		91,867,558	44,911	91,912,469
	1 土 木 管 理 費	2,454,635	9,287	2,463,922
	2 道 橋 路 橋 り ょう 費	42,316,519	16,622	42,333,141
	3 河 川 海 岸 費	33,717,784	10,034	33,727,818
	4 港 湾 費	6,041,545	2,335	6,043,880
	5 都 市 計 画 費	5,107,809	5,648	5,113,457
	6 住 宅 費	2,229,266	985	2,230,251
9 警 察 費		40,397,264	217,208	40,614,472
	1 警 察 管 理 費	36,024,803	217,208	36,242,011

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 教 育 費		140,176,448	729,736	140,906,184
	1 教育総務費	33,770,735	30,110	33,800,845
	2 小学校費	36,679,996	282,144	36,962,140
	3 中学校費	21,242,714	160,870	21,403,584
	4 高等学校費	29,916,122	170,457	30,086,579
	5 特別支援 学 校 費	13,107,125	80,131	13,187,256
	6 社会教育費	2,131,977	5,601	2,137,578
	7 保健体育費	1,881,093	423	1,881,516
	歳 出 合 計	939,085,454	6,808,903	945,894,357

第2表 繰越明許費補正 追 加		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 97,000
	1 企 画 費	97,000
2 民 生 費		2,399,588
	1 社 会 福 祉 費	112,500
	2 児 童 福 祉 費	2,287,088
3 教 育 費		1,300
	1 教 育 総 務 費	1,300
合 計		2,497,888

令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 382千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,855,137千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び 手数料		千円	千円	千円
		850,432	382	850,814
	1 使用料	850,432	382	850,814
歳 入 合 計		2,854,755	382	2,855,137

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円	千円	千円
		1,057,793	382	1,058,175
	1 港湾費	1,057,793	382	1,058,175
歳 出 合 計		2,854,755	382	2,855,137

令和4年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和4年度熊本県流域下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和4年度熊本県流域下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 流域下水道事業費用	3,256,857千円	321千円	3,257,178千円
第1項 営業費用	3,158,013千円	321千円	3,158,334千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	54,061千円	321千円	54,382千円

令和4年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和4年度熊本県電気事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和4年度熊本県電気事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 事業費	2,533,700千円	2,710千円	2,536,410千円
第1項 営業費用	2,394,103千円	2,710千円	2,396,813千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	512,905千円	2,710千円	515,615千円

令和4年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 事業費	1,190,143千円	402千円	1,190,545千円
第1項 営業費用	1,131,883千円	402千円	1,132,285千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	71,671千円	402千円	72,073千円

令和4年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度熊本県有料駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 事業費	55,298千円	80千円	55,378千円
第1項 営業費用	47,298千円	80千円	47,378千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	10,619千円	80千円	10,699千円

令和4年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和4年度熊本県病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和4年度熊本県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 病院事業費用	1,716,035千円	6,237千円	1,722,272千円
第1項 医 業 費 用	1,680,924千円	6,237千円	1,687,161千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,074,903千円	6,237千円	1,081,140千円

熊本県告示第49号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第2条第2項の規定により公表する。

令和5年(2023年)1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 検査の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 検査の対象家畜
肉用牛 1頭
- 検査の期日及び場所

検 査 の 期 日	検 査 の 場 所
令和5年(2023年) 2月9日(木)	熊本県農業研究センター 合志市栄3801

熊本県告示第50号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)1月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字安永字居屋敷 631番11地先から 同所 641番3地先まで	90.0	交通安全 対策

- 供用を開始する期日 令和5年(2023年)1月23日

熊本県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年（2023年）1月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）1月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字福富字前畑 810番6地先から 同所 809番3地先まで	47.9	防安交

2 供用を開始する期日 令和5年（2023年）1月20日

熊本県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年（2023年）1月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）1月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	水俣港大黒町線	水俣市祇園町 131番地先から 水俣市丸島町二丁目 485番1地先まで	107.7	広域連携 交付金

2 供用を開始する期日 令和5年（2023年）1月20日

熊本県告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年（2023年）1月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

(居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社泰斗 菊池市大琳寺275-5	ふくはら薬局 合志市福原1430-2	令和4年（2022年）8月1日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社泰斗 菊池市大琳寺275-5	ふくはら薬局 合志市福原1430-2	令和4年（2022年）8月1日
有限会社サンワ 天草市牛深町3052番地2	あい薬局 天草市牛深町3052番地2	令和4年（2022年）6月1日

公 告

熊本県公告第30号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次
のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告
する。

令和5年（2023年）1月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（成果不整合地域 における基準点改測）	令和4年（2022年） 7月25日から 令和4年（2022年） 12月23日まで	八代市、阿蘇市

熊本県公告第31号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定
に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法律第16条第1項の規定に基づ
き公告する。

令和5年（2023年）1月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 （%）	その他の 規格	生産者の氏名 又は名称及び住 所	有効期限
熊本県肥 第148 0号	肉骨粉	熊蛋N 9号	窒素全量： 9.0 りん酸全量 ：8.0	その他の制限事 項は公定規格の とおり。	株式会社熊本蛋 白ミール公社 熊本県菊池市七 城町林原70番 地	令和11年 （2029 年）2月2 1日
熊本県肥 第117 9号	炭酸カ ルシウ ム肥料	炭酸カ ルシウ ム肥料 2号	アルカリ分 ：55.0	その他の制限事 項は公定規格の とおり。	岩崎工業株式会 社 熊本県玉名郡玉 東町大字稻佐3 01	令和11年 （2029 年）2月1 9日

熊本県公告第32号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の
規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告
する。

令和5年（2023年）1月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
松村 剛	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字北神崎9979番ほか 8筆

2 認可年月日

令和5年（2023年）1月12日

熊本県公告第33号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の
規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告
する。

令和5年（2023年）1月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
岡松 眞由美	熊本市東区小峯	上益城郡益城町大字木山字遠見塚1275

		番
岡松 眞由美	熊本市東区小峯	上益城郡益城町大字木山字船面1461番

2 認可年月日
令和5年(2023年)1月12日

熊本県公告第34号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年(2023年)1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字下六嘉字宮ノ本3367番1の一部
495.59 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区戸島西一丁目27番8号ウィズハイム戸島西202
佐美三 智拓
佐美三 知佳

熊本県公告第35号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
令和5年(2023年)1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県防災センター什器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年(2023年)1月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社H3
熊本市中央区九品寺一丁目16-8-203
- 5 落札金額
135,728,417円(うち消費税及び地方消費税の額12,338,947円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和4年(2022年)11月18日

熊本県公告第36号

熊本市西区に事務所を置く近津土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。
令和5年(2023年)1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	中村 栄	熊本市西区松尾町近津1160
理事	牛嶋 博寿	熊本市西区松尾町近津212
理事	牛島 信彦	熊本市西区松尾町近津735
理事	下津 幸孝	熊本市西区松尾町近津1041-2
理事	牛嶋 和秀	熊本市西区松尾町近津1244-1
監事	高木 和則	熊本市西区松尾町近津119-1
監事	牛島 康之	熊本市西区松尾町近津746
就任		
理事	川上 聖治	熊本市西区松尾町近津1419

理事	藤本 善洋	熊本市西区松尾町近津1250
理事	牛島 康之	熊本市西区松尾町近津746
理事	坂口 寿人	熊本市西区松尾町近津505-1
理事	牛嶋 哲也	熊本市西区松尾町近津1244-1
監事	宮本 啓一郎	熊本市西区松尾町近津755
監事	牛嶋 昭成	熊本市西区松尾町近津747

登載依頼

熊本県いじめ防止対策審議会公告第4号

令和4年度(2022年度)第4回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

令和5年(2023年)1月20日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 八ツ塚 一郎

- 1 開催日時
令和5年(2023年)1月26日(木)
午後6時から午後8時まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会議室
- 3 議題
(1) 会議の公開・非公開の決定及び傍聴について
(2) 審議
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局に申し出た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選を行う。
- 6 その他
今回の審議会では、「3 議題」のうち、(2) 審議については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。
- 7 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課いじめ防止推進班
(電話096-333-2720)

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

令和4年度(2022年度)菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該協議会の傍聴手続は、次のとおり。

令和5年(2023年)1月20日

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長 樽美 光一

- 1 開催日時
令和5年(2023年)2月7日(火) 午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県菊池市隈府872番地1
菊池市中央公民館 2階 中研修室
- 3 議題
(1) 救急病院等の認定について
(2) 令和5年度(2023年度)菊池地域病院群輪番制について
(3) 菊池管内の救急搬送の状況について
(4) 健康危機管理に係る報告について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
菊池市隈府1272-10

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
熊本県菊池保健所総務企画課内
(電話0968-25-4156)

熊本県警察本部公告第2号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)1月20日

熊本県警察本部長 山口 寛 峰

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
微量薬物検索システム用装置の保守を含む賃貸借
- (2) 借入物品及び数量
微量薬物検索システム用装置一式
- (3) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部 刑事部 科学捜査研究所 化学第一係(熊本県庁警察棟6階)
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務に係る入札担当部局
熊本県出入納局管理調達課 調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 借入物品の規格、品質等
微量薬物検索システム用装置の保守を含む賃貸借に係る要求仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 契約期間
契約締結の日から令和12年(2030年)10月31日(木)まで
- (7) 借入期間
令和5年(2023年)11月1日(水)から令和12年(2030年)10月31日(木)まで
- (8) 納入期限
令和5年(2023年)10月31日(火)まで
- (9) 納入場所
熊本県警察本部 刑事部 科学捜査研究所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (10) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者が既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (11) 入札金額
入札金額は、賃借料(保守料込み)1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、84月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (13) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。アからエまでのとおり競争入札参加資格審査を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの間、受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更がない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

イ 公告の日から令和5年(2023年)1月31日(火)午後5時まで
 競争入札参加資格審査申請書の提出先
 熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

- イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 仕様書の内容を満たしていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (6) 本県次掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
- イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
- エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条に規定するものをいう。
- ※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
- ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 役員等一覧
- ウ 仕様書の6に掲げる提出書類一式(様式は任意とする。)
- (2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウの当該書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
 なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
 公告の日から令和5年(2023年)2月21日(火)午後5時まで
- (4) 提出先
 1(4)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
 1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)2月21日(火)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日か

ら令和5年(2023年)3月9日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和5年(2023年)3月8日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時令和5年(2023年)3月9日(木)午前10時

(イ) 場所1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の場所に持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和5年(2023年)3月8日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数、再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までには再入札を行うこと。及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額の単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した

日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（84月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警察本部刑事部科学捜査研究所化学第一係

電話番号 096-381-0110（内線4741）

ファックス番号 096-381-0110（内線4719）

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) NameandContentofConsignment

TraceChemicalSubstanceIdentificationSystem

(2) DateandPlacefortender

Date:March92023,10:00am

Place:KumamotoPrefecturalGovernmentTreasuryBureau,
ManagementandPurchasingDivision

(2ndfloorofPrefecturalGovernmentMainBuilding)

(3) NameofDepartmentinChargeofBiddingContract

ForensicScienceLaboratory

KumamotoPrefecturalPoliceHeadquarters

KumamotoPrefecturalGovernment

6-18-1Suizenji,Chuoku,KumamotoCity,KumamotoPrefecture

862-8610,Japan

Phone:096-381-0110(4741)

(4) Other

Language:Japanese

Currency:JapaneseYen

熊本県警察本部告示第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年（2023年）1月20日

熊本県警察本部長 山口 寛 峰

1 競争入札に付する事項

微量薬物検索システム用装置の保守を含む賃貸借

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成

18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和5年(2023年)1月31日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和7年(2025年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和6年(2024年)10月1日から令和6年(2024年)11月30日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県土地利用審査会公告第1号

熊本県土地利用審査会の会議を次のとおり開催する。

令和5年(2023年)1月20日

熊本県土地利用審査会

1 開催日時

令和5年(2023年)2月3日(金)午後1時30分から午後2時30分(予定)まで

2 開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館5階 知事応接室

3 議事

(1) 会長選出等

(2) その他

4 傍聴者の定員

5人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のうえ、事務局の指示に従って会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県土地利用審査会事務局

(熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課プロジェクト・調整班)

電話096-333-2135